

お知らせ（令和2年6月1日現在）

民事部（破産再生係）の、令和2年6月1日から同月12日までの事務等は、以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付は通常どおり行いますが、緊急性のある事件を優先的に処理いたします。緊急性のある事件については、申立ての際、その事情をご説明ください。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

令和2年6月1日から同月12日までの期間中の破産事件の債権者集会及び免責審尋期日のうち、関係者多数の下記事件は延期します。延期する事件は実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。

記

（指定済みの期日）

（延期後の次回期日）

6月3日（水）債権者集会

令和元年（フ）第226号 → 8月26日（水）午後2時00分

令和元年（フ）第260号 → 8月26日（水）午後2時00分

令和元年（フ）第127号 → 9月2日（水）午後3時00分

6月4日（木）債権者集会

平成31年（フ）第86号 → 9月10日（木）午後2時30分

3 連絡先電話番号

破産再生係 0166-51-6134      0166-30-1007      0166-51-6144